

協議会だより

新型コロナウイルスへの対応について

二〇二〇年二月二十八日、厚生労働省健康局結核感染症課・子ども家庭局保育課・子ども家庭局子育て支援課が連名の事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」を發出しました。

「保育所等」には、「放課後児童クラブ」を含んでいます。

この事務連絡は、保育所等の子どもや職員（以下「子ども等」という）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対応するための、当面の間対応を記したものです（全文は厚生労働省のホームページに掲載）。つぎの内容が示されています。「発行情報の保育所等への連絡について」

「登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について」「地域住民や保護者への情報提供等」。

「公立小の一斉休校に伴う学童保育の開所について」

二〇二〇年二月二十七日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、感染拡大を防止するため、三月二日から春休みまで、全国の中高校や特別支援学校を臨時休校にする要請を首相が表明しました。

その直後に厚生労働省は、保護者の就労状況を考慮し、保育所と学童保育は一斉臨時休園の要請対象ではないとして、二月二十七日付で、子ども家庭局保育課・子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する保育所等の対応について」

を發出しました。

この事務連絡には、「放課後児童クラブについて」との項目で、「原則として開所していただくようお願いしたい」「追加で費用が発生する場合には、『子ども・子育て支援交付金』の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている」ことが示されています。

同日、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課が連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いについて」を發出しました。

この事務連絡には、「休業の要請を受けて（略）臨時休業している場合において」「もともと開所の予定があったものについては、開所したものととして算定して差し支えありません」と示されました。二月二十八日には、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）と厚生労働省子ども

家庭局子育て支援課が連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する放課後児童健全育成事業に対する財政措置について」を發出しました。

この事務連絡には、「原則として開所していただくようお願いをした」として、開所にあたり、放課後数時間でなく、学校長期休業中などにおける開所時間（原則、一日につき八時間）にするために、以下の内容が示されています。

- ◇追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、
- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合…一日当たり一万二〇〇円。
- ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合…一日当たり三万六〇〇〇円（三月一日付

でこの額に変更されました)の加算を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を一〇分の一〇として補助することを予定。

さらに、同日付で発出された厚生労働省子ども家庭局子育て支援課の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付」について(放課後児童クラブ関係)には、以下の内容が掲載されています。

Q 「臨時休校となった場合、放課後児童クラブの職員の確保が困難であることから、学校の教師が放課後児童クラブの業務に携わることは可能か」

A 「(略)人的体制を確保する観点から、学校の教師が、子供たちの支援に関する専門家として、各教育委員会の職務命令等に基づいて放課後児童クラブの業務に携わることは可能です」「なお、教員につい

ては、臨時休業であるからといって業務がなくなるものではないことから、教員の業務負担を踏まえた上で、適切にご検討いただきたいと考えています」

また、「放課後子供教室」の実施について、学校にあわせて「休止していたたぐいが基本」としたうえで、「放課後児童クラブと一体的に活動している放課後子供教室については感染防止の措置を講じた上で実施するなど、柔軟な対応をお願い」とするとの考えが示されています。

三月二日には、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名の局長通知「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子ども居場

所の確保について(依頼)」を发出し、事態は刻々と動いています。

* * *

突然の休校要請にともなう学校休業中の学童保育への対応要請に、子どもの受け入れ体制の構築、指導員の確保など、学童保育現場は大変混乱しています。感染拡大の抑制と子どもたちの健康最優先を目的に全国規模で一斉休校になっても、学童保育を休ませる家庭、働かなければならない・仕事を休めないために学童保育が休所になった場合、日中、子どもを一人で過ごさせざるを得ない家庭などさまざまです。

学童保育の生活のなかで感染を生じさせないためには、「遊びや活動を制限せざるを得ない」こともあるでしょう。現場からは、「消毒液やマスクが十分に備蓄されていない、店頭で手に入らない」との声も寄せられています。

とりわけ、これまで、「子どものいる時間だけの事業」との認識で

実施していた自治体や現場の指導員からは、「年度末のこの時期に、放課後数時間ではなく、一日を通して開所することへの対応に苦慮している様子も伝わってきています。学童保育には、専門的な知識や技能を身につけた指導員が、八時間勤務の常勤雇用で複数配置されることの必要性が浮き彫りになったとも言えます。

「学童保育の役割」「子どもたちの発達の特性」「学童保育の生活内容」を理解したうえで、子どもが安全に安心して過ごせる「生活の場」を保障するために必要な条件整備、財政措置が必要です。

全国学童保育連絡協議会では、このたびの一斉休校と学童保育の対応についての情報提供を地域学童連絡協議会に呼びかけ、各地域での現状と要望を厚生労働省に届けます。ひきつづき、皆さんの地域での動きについて、ぜひ情報をお寄せくださいますようお願い申し上げます。